CI-NETを利用した電子商取引に関する運用上の注意事項

目次

1.CI-NETを利用した電子商取引

（1）電子商取引の範囲

（2）電子商取引の申し込みについて

（3）CI-NETを利用した電子商取引新規開始手順

2.業務の流れと注意事項等

（1）見積依頼・回答

（2）確定注文・注文請け、鑑項目変更申込・鑑項目変更承諾、合意解除申込・合意解除承諾

（3）出来高報告

（4）請求の作成

前田建設工業株式会社

2025年3月3日更新

1.CI-NETを利用した電子商取引

（1）電子商取引の範囲

当社の適用範囲は以下の通りです。

- ●購買見積依頼・購買見積回答・購買見積回答承認（土木工事／建築工事）
- ●注文書・注文請書（土木工事／建築工事）
- ●出来高報告・出来高確認・請求書（土木工事／建築工事）

（2）電子商取引の申し込みについて

１．CI-NETによる電子商取引を初めてご利用になる場合

CI-NETに対応したASPサービス（※）に加入し、標準企業コードを取得していただく必要があります。
その上で、当社とCI-NETによる電子商取引に関する契約書類の締結が必要となります。
契約書の締結に必要な以下の書類は、当社より送付いたします。

・CI-NETによる電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書

・CI-NETによる電子データ交換（EDI）に関する運用条件確認書

※ASPサービスとは、インターネットを通じてアプリケーションを提供するサービスです。

２．当社以外とCI-NETによる電子商取引をされている場合

現在ご利用のASPサービスで当社と電子商取引を始めることが可能です。
ASPサービス各社のサービス窓口へ追加接続をお申し込みください。
また、当社とCI-NETによる電子商取引に関する契約書の締結が必要となります。
契約書の締結に必要な以下の書類は、当社より送付いたします。

・CI-NETによる電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書

・CI-NETによる電子データ交換（EDI）に関する運用条件確認書

【前田建設ホームページ電子商取引のご案内】

https://www.maeda.co.jp/partner/cinet.html

（3）CI-NETを利用した電子商取引新規開始手順（電子署名の例）

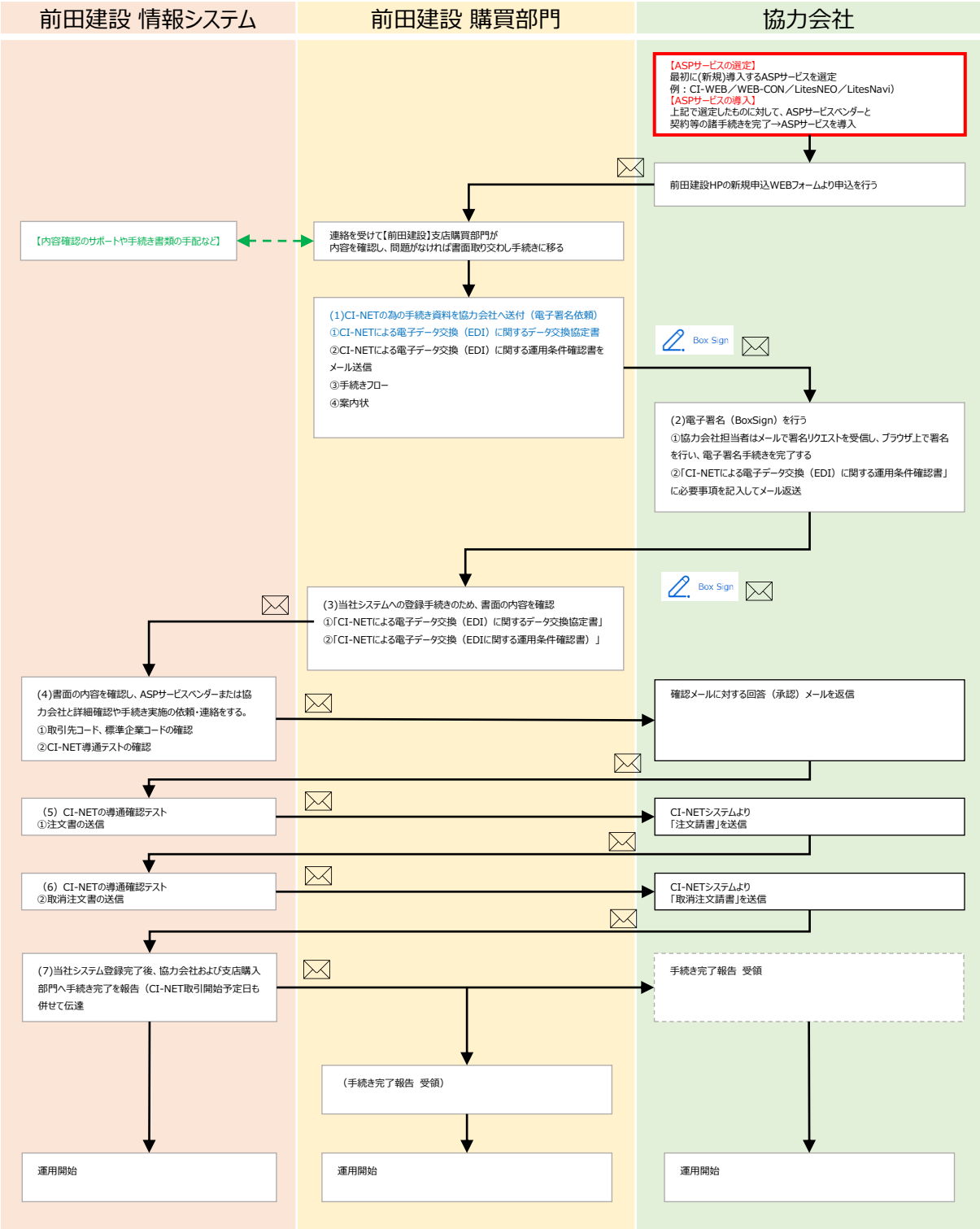

【業務に関するお問い合わせ】

各支店のCI-NET担当へお問い合わせください。連絡先は以下の通りです。

受付時間　9:00～12:00、 13:00～17:30（土日祝祭日及び弊社休業日を除く）

前田建設ホームページ（電子商取引）からもお問い合わせいただけます。

https://www.maeda.co.jp/partner/cinet.html

本支店	部署	連絡先
北海道支店	土木部 建築部	011-252-7329 011-252-7352
東北支店	土木施工グループ 建築施工グループ	022-225-8320 022-225-8336
関東支店	建築部	048-649-1625
東京建築支店	原価管理購買チーム 工務チーム	03-3222-0830
東京土木支店	土木部	03-3222-0826
中部支店	購買チーム	052-262-1266
北陸支店	建築施工グループ 土木部	076-431-7532 076-431-7539
関西支店、中国支店	土木部　購買チーム	06-6243-2412
九州支店、沖縄支店	土木部　購買チーム	092-451-1547

参考　ASPサービス提供会社

会社名	サービス名	電話番号
NEC	LitesNEO （ライツネオ）	0120-411-622 （CI-NETヘルプデスク）
CEC.COM	CI-WEB （シーアイウェブ）	03-3595-4600 （ヘルプデスク）
富士通Japan	WEB-CON （ウェブコン）	0120-835-554 （お客様総合センター）
シーイーエヌソリューションズ	LitesNavi （ライツナビ）	0120-266-499

2.業務の流れと注意事項等

（1）見積依頼・回答

1）業務の流れ

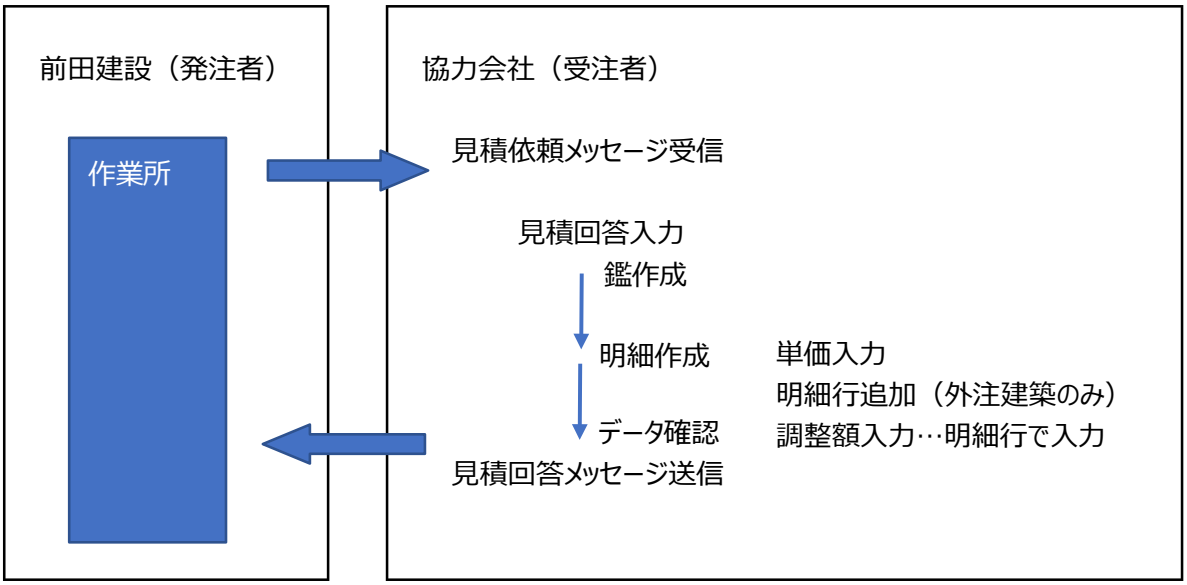

2）見積回答の作成

①鑑作成　について

・「見積番号（帳票　No）」は削除・変更しないでください。

・「回答日（帳票年月日）」「見積提出期限」は削除・変更せずに返送してください。

・鑑情報の「明細金額調整額」は利用しないでください。

②見積回答明細　について

・明細行には原則単価を入力して返信してください。

・明細行の修正時に見積依頼時の明細内容を変更・削除しないでください。

【土木工事における見積回答明細の注意点】

・「土木工事では、見積回答時に明細追加はできません。
追加・変更が必要な場合は、再送依頼をしてください。

【土木工事の見積回答明細のイメージ（仕様変更）】

明細種別	品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	明細金額
内訳明細本体行	掘削工事	A規格	100	㎥	200	20,000
内訳明細本体行	法定福利費	労務10人	100	㎥	200	20,000
内訳明細本体行	一般管理費	労務10人	100	㎥	200	20,000

「品名・名称」、「規格・仕様・摘要」は変更しない

原則「単価」を入力して回答する

【建築工事における見積回答明細の注意点】

・「建築工事においては見積回答時に明細の追加ができます。
・必ず「総括明細本体行（工種）」の子として「内訳明細本体行」で明細を追加してください。
※「総括明細本体行」の追加はしないでください。
・明細の仕様変更が発生した場合、変更する明細の下に新たに「内訳明細本体行」を追加してください。
※元明細は削除するのではなく、数量をゼロにしてください。

【建築工事の見積回答明細のイメージ（仕様変更）】

明細種別	品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	明細金額
総括明細本体行	建築工事	A規格	100	㎥	200	40,000
内訳明細本体行	**〇〇**	**B規格**	**100**	**㎥**	**200**	**20,000**
内訳明細本体行	△△	C規格	100	㎥	200	20,000

B規格の見積明細の仕様をD規格に変更したい

明細種別	品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	明細金額
総括明細本体行	建築工事	A規格	1	式	1	42,000
内訳明細本体行	〇〇	B規格	**0**	㎥	200	0
内訳明細本体行	**〇〇**	**D規格**	**100**	**㎥**	**220**	**22,000**
内訳明細本体行	△△	C規格	0	㎥	200	20,000

元明細の数量をゼロにする

元明細の直下に「内訳明細本体行」を追加する

（2）確定注文・注文請け、鑑項目変更申込・鑑項目変更承諾、合意解除申込・合意解除承諾

1）業務の流れ

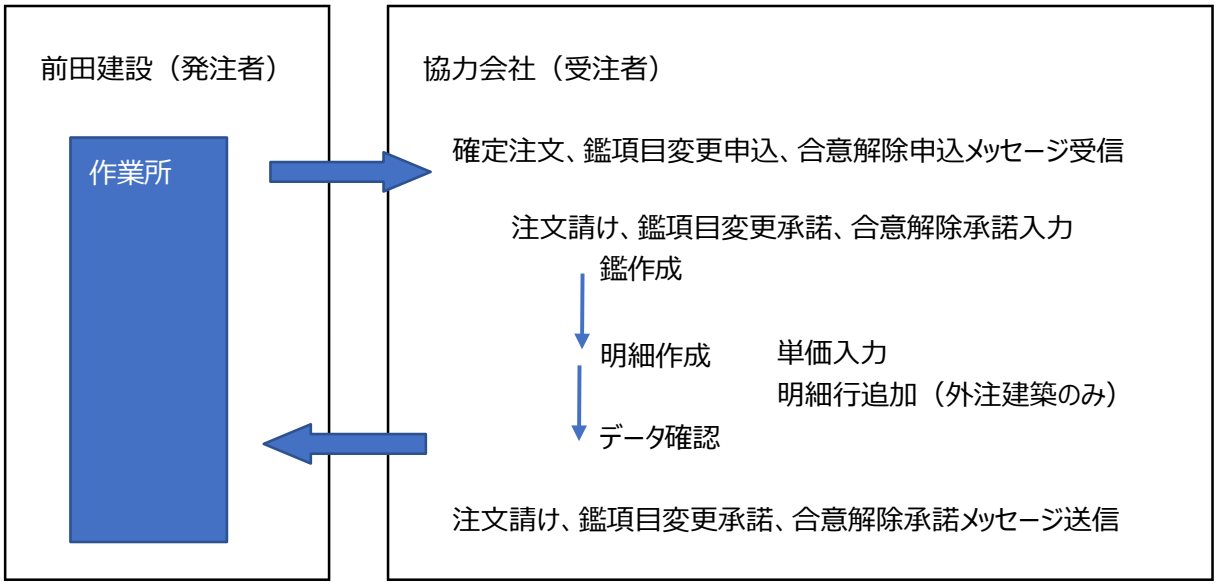

2）注文請け、鑑項目変更承諾、合意解除承諾　の作成

・確定注文、鑑項目変更申込及び合意解除申込　は、受信後、合意できる内容であれば速やかに注文請け（鑑項目変更　承諾及び合意解除承諾）を返信願います。

・「注文番号」「見積番号」は変更せずにそのまま返信してください。

・「請書番号」は任意の番号を入力してください。

・「帳票年月日」は確定注文、鑑項目変更申込及び合意解除申込の帳票年月日（参照帳票年月日）と同じ日付のまま変更しないで、そのまま返信してください。

（3）出来高報告

1）業務の流れ

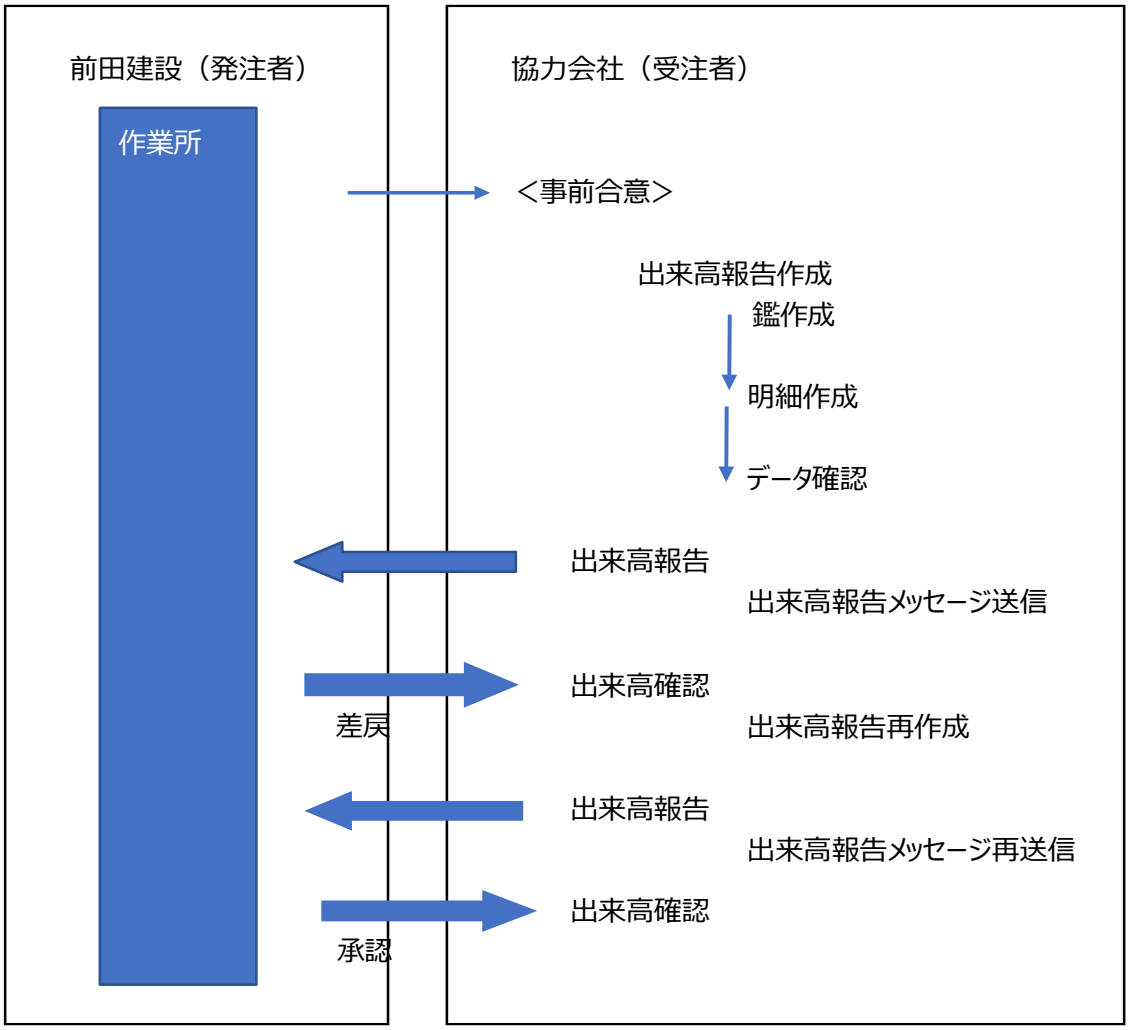

2）出来高報告の作成

CI-NETでの出来高報告・請求が行えるのは「外注発注」のみです。
「資材発注」はCI-NETでは行えません。

① 鑑における注意事項

・「出来高報告番号（帳票 No）」は任意の番号を入力してください。

・報告日（帳票年月日）と出来高調査日を入力してください

・請求算定方式は「B方式」です。

・出来高査定は「累積査定方式」です

・「支払条件：部分払い割合」は「100」%固定で作成します。

・最終の出来高報告時は、「請求完了区分」を「精算(最終回)」に変更してください。

・消費税額は小数点以下を切り捨てで計算しています。よって契約金額消費税額と一致しない場合があります。

【土木工事における出来高鑑の注意事項】

・「今回迄累積出来高金額調整額」は入力しないでください。

・「今回請求金額計調整額」は入力しないでください。

【建築工事における出来高鑑の注意事項】

・「今回迄累積出来高金額調整額」は入力することができます。

・「今回請求金額計調整額」は入力しないでください。

② 明細情報における注意事項

・明細の契約金額・単価は変更しないでください。

・明細画面では出来高率または出来高数量を入力してください。

特に一式項目の場合、金額欄に直接入力しないでください。

・明細の追加はできませんので、明細の追加は行わないでください。

（4）請求の作成

1）業務の流れ

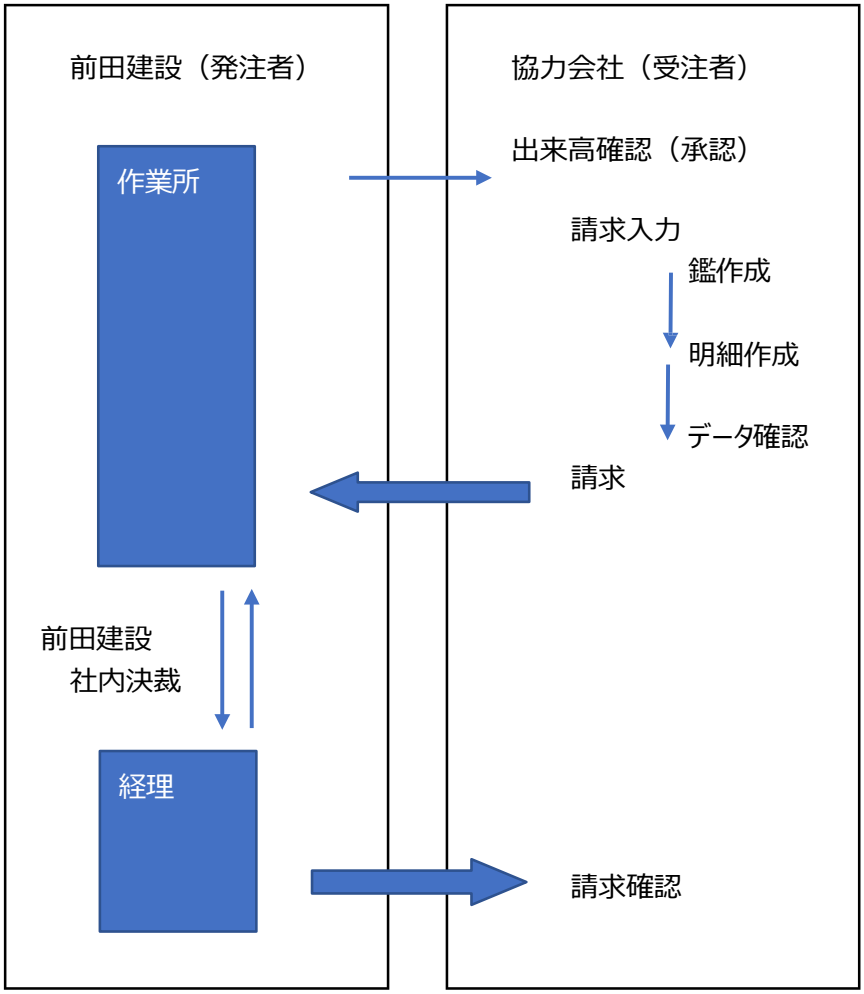

2）請求の作成

・「請求番号（帳票　No）」は任意の番号を入力してください。
・「請求日（帳票年月日）」は各月20日を入力してください
・請求算定方式は「B方式」です。　（通常は自動的に設定されています。）
・「請求予定年月」を入力ください。

以上